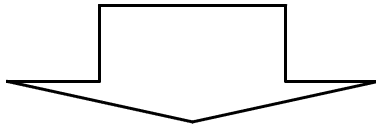


# 一時抹消登録

## 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等	
隣 建 物	1 階	1 5 番	ナンバープレート返納
		1 0 番	手数料印紙（350円）



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（登録識別情報等通知書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 申請書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書（350円）

## お持ちいただくもの

- ③ 自動車検査証
- ④ 自動車検査証の所有者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 本人申請の場合は実印（印鑑証明の印鑑）
- ⑤ 委任状（実印の押印）
- ⑥ ナンバープレート

(注1) 車検証の所有者の住所・氏名等が印鑑証明と相違する場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。 **（変更登録が必要）**

(注2) 車検証・ナンバープレートが紛失・盗難の場合は理由書（ナンバープレートの紛失・盗難については、警察署への遺失物届、盗難被害届の受理番号）が必要です。

(注3) 同時に移転登録が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。

**(注4)自動車解体処理終了の場合は、永久抹消となります。**

**(注5)登録識別情報等通知書は再交付致しません。大切に保管してください。**

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

(注) 土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

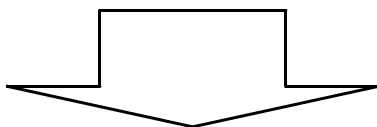
# 永久抹消登録（解体）

【自動車重量税の還付申請を伴うもの】

## 手続順序

窓 口		必 要 書 類 等	
隣 建 物	1 階	1 5 番	ナンバープレート返納
支 局	1 階		抹消登録申請書（3号様式の3）

※ 自動車重量税還付申請は、解体を事由とする永久抹消登録申請の手続きと同時に  
行わなければなりません。



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付 (自動車重量税還付申請書付表1)

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

① 申請書（3号様式の3）

※申請書には移動報告番号、解体報告記録がなされた日付及び振込先口座番号、電話番号等の記載が必要となります。

② 手数料納付書（無料）

## お持ちいただくもの

③ 自動車検査証

④ 自動車検査証の所有者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）

⑤ 本人申請の場合は実印（印鑑証明の印鑑）

⑤ 委任状（実印の押印）

ア) 永久抹消登録申請及び重量税還付申請に関する委任状

イ) 代理受領の場合、重量税還付金の受領権限に関する委任状

⑥ 申請代理人の認印

⑦ ナンバープレート

(注1) 車検証の所有者の住所・氏名等が印鑑証明と相違する場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。

(注2) 車検証・ナンバープレートが紛失・盗難の場合は理由書（ナンバープレートの紛失・盗難については、警察署への遺失物届出、盗難被害届出の受理番号）が必要です。

(注3) 同時に移転登録が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

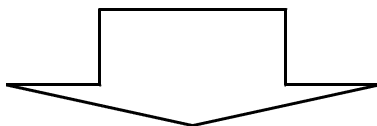
(注) 土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

# 永久抹消登録（解体）

【自動車重量税の還付申請を伴わないもの】

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建物	1 階	1 5 番	ナンバープレート返納
支 局	1 階		抹消登録申請書（3号様式の3）



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	申請処理完了の確認

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

① 申請書（3号様式の3）

※ 申請書には移動報告番号、解体報告記録がなされた日付が必要となります。

② 手数料納付書（無料）

## お持ちいただくもの

③ 自動車検査証

④ 自動車検査証の所有者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）

⑤ 本人申請の場合は実印（印鑑証明の印鑑）

⑤ 委任状（実印の押印）

⑥ ナンバープレート

（注1）車検証の所有者の住所・氏名等が印鑑証明と相違する場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。

（注2）車検証・ナンバープレートが紛失・盗難の場合は理由書（ナンバープレートの紛失・盗難については、警察署への遺失物届出、盗難被害届出の受理番号）が必要です。

（注3）同時に移転登録が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

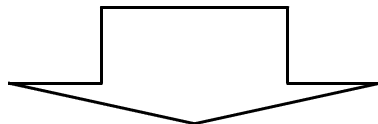
# 輸出抹消仮登録

【大型特殊、被けん引自動車を除く】

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建 物	1 階	1 0 番	手数料印紙（350円）
		1 5 番	ナンバープレート返納

- ・ 申請書には輸出予定日の記載が必要となります。
- ・ 輸出予定日の6ヶ月前から輸出するときまでに申請して下さい。



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（輸出抹消仮登録証明書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 申請書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書（350円）

## お持ちいただくもの

- ③ 自動車検査証
- ④ 自動車検査証の所有者の印鑑証明（3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 本人申請の場合は実印（印鑑証明の印鑑）
- ⑤ 委任状（実印の押印）
- ⑥ ナンバープレート

（注1）車検証の所有者の住所・氏名等が印鑑証明と相違する場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。（**変更登録が必要**）

（注2）車検証・ナンバープレートが紛失・盗難の場合は理由書（ナンバープレートの紛失・盗難については、警察署への遺失物届、盗難被害届の受理番号）が必要です。

（注3）車検証の所有者と輸出を行う者が相違する場合は、同時に輸出を行う者への移転登録が必要です。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

曜日 \ 区分	午 前	午 後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。



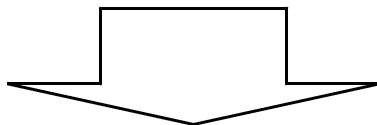
# 輸出予定届出証明書交付申請

【大型特殊、被けん引自動車を除く】

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建物	1 階	1 0 番	手数料印紙（350円）

- ・ 申請書には輸出予定日の記載が必要となります。
- ・ 輸出予定日の6ヶ月前から輸出するときまでに申請して下さい。



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（輸出予定届出証明書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 申請書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書（350円）

## お持ちいただくもの

- ③ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- ④ 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の所有者の印鑑
- ⑤ 委任状

(注1) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）に記載されている所有者の住所・氏名等に変更がある場合は、その変更の関連を証明する住民票、登記事項証明書等が必要です。（所有者変更記録が必要）

(注2) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の所有者と輸出を行う者が相違する場合は、同時に輸出を行う者への所有者変更記録が必要です。

※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

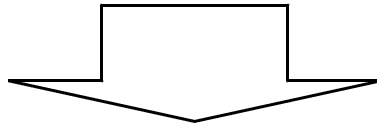
曜日 \ 区分	午前	午後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

(注) 土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

# 輸出抹消仮登録証明書 輸出予定届出証明書 ) 返納届出

## 手続順序

窓 口			必 要 書 類 等
隣 建 物	1 階	1 0 番	手数料印紙（350円） （輸出抹消仮登録の返納の場合。 <u>輸出予定届出返納は無料</u> ）



支 局	1 階	5 番	受 付
		4 番	交 付（一時抹消登録証明書）

# 必要書類

## こちらでそろえるもの

- ① 届出書（3号様式の2）
- ② 手数料納付書

\*輸出抹消仮登録証明書の返納は「350円」

\*輸出予定届出証明書の返納は無料。

## お持ちいただくもの

- ③ 輸出抹消仮登録証明書 又は 輸出予定届出証明書
- ④ 証明書の所有者の印鑑
- ④ 委任状（証明書の所有者の押印）

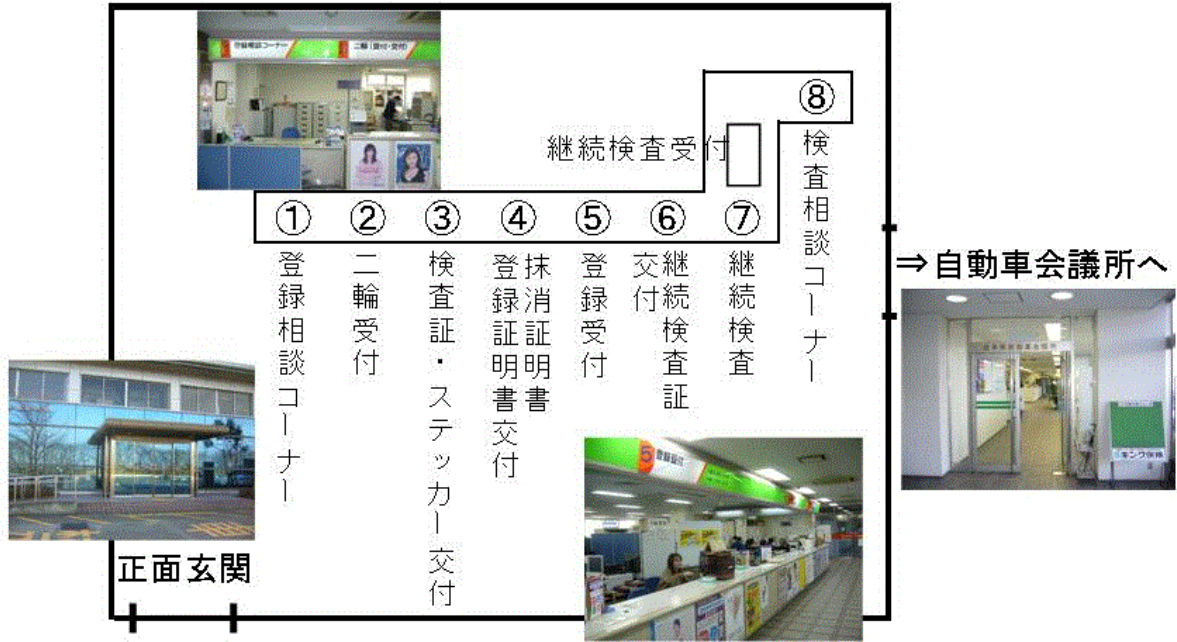
※ 有料ですが、代書コーナーもあります。

## 登録業務受付時間

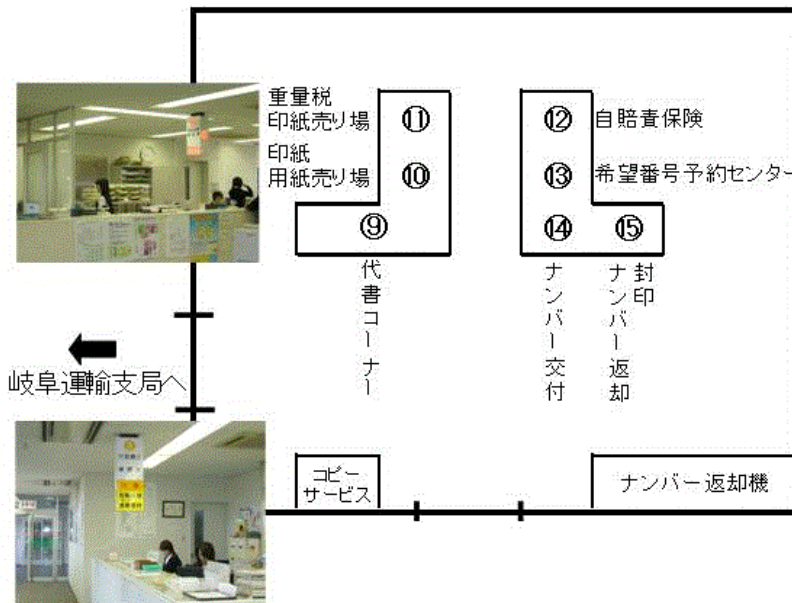
曜日 \ 区分	午前	午後
平日（月～金曜）	8：45～11：45	13：00～16：00

（注）土曜日、日・祝日、年末年始は業務を取り扱っていません。

# 岐阜運輸支局



# 自動車会議所



# 自動車税事務所

